

第六章 連合審査会

二二九 連合審査会は、案件を付託されている委員会が、その案件
に関連のある他の委員会から開会の申入れを受け、これを
受諾して開くのを例とする

連合審査会は、案件を付託されている委員会（調査事件の調査を行っている委員会を含む。以下本章において同じ。）が、その付託されている案件（調査事件を含む。以下本章において同じ。）に関連のある他の委員会から開会の申入れを受け、これを受諾して開くのを例とするが、案件を付託されている委員会が、他の委員会に申し入れて開いた例もある。

なお、関連のある案件を付託されている委員会が相互に申入れを行って連合審査会を開いた次のような例もある。

第二十二回国会において、地方行政委員会に付託されている地方道路譲与税法案及び大蔵委員会に付託されている地方道路税法案について、地方行政委員会及び大蔵委員会は、それぞれ関連議案

として連合審査会開会の申入れ及び受諾の議決を行い、さらに運輸委員会及び建設委員会が、地方行政委員会及び大蔵委員会にそれぞれ連合審査会開会の申入れを行い、両委員会が受諾して、昭和三十年七月二十八日両法案について、地方行政、大蔵、運輸、建設委員会連合審査会を開いた。

以後同例がある。

第七十八回国会閉会後において、法務委員会は檢察及び裁判の運営等に関する調査を、ロッキード問題に関する調査特別委員会はロッキード問題に関する調査を行っていたが、両委員会は、それぞれの調査のうち三木内閣総理大臣に対する偽電話事件に関する件の調査のため、委員長間の協議を経て、昭和五十一年十一月十二日連合審査会を開会することをそれぞれ決定し、即日法務委員会、ロッキード問題に関する調査特別委員会連合審査会を開いた。

その他同例がある。

また、同一案件について二個以上の委員会から開会の申入れを受け連合審査会を開く場合は、これを一括して開くのを例とするが個別に開いた例もある。

(注) 1 連合審査会は、第二十一回国会までは連合委員会と称していたが、第二十二回国会における参議院規則の一部改正(昭和三十年三月十八日議決)により、本名称に改められた。

2 第一回国会から第七回国会までは、案件を付託されている委員会が他の委員会に申し入れて開いた例が多いが、その後は他の委員会からの申入れを受けて開く例である。

参照 一二三〇号、一二三二一号

(規第三六条)

一二三〇 連合審査会開会の申入れを拒否した例

第十七回国会予算委員会（昭和二十八年十一月四日）において、委員長青木一男君は、昭和二十八年一度一般会計予算補正（第1号）外一件について、風水害緊急対策特別委員会から申入れのあった連合委員会開会の件を諮ったところ、委員会はこれに応じないことに決定した。

なお、同日の委員会において、風水害緊急対策特別委員長矢嶋三義君に委員外議員として三十分間の発言を許可した。

第十九回国会通商産業委員会（昭和二十九年五月十八日）において、委員長中川以良君は、同委員会に付託されている自転車競技法等の臨時特例に関する法律案について、地方行政委員会から申入れのあった連合委員会開会の件を諮ったところ、委員会はこれに応じないことに決定した。

第十九回国会通商産業委員会（昭和二十九年五月十八日）において、委員長中川以良君は、通商及び

産業一般に関する調査のうち石炭の重大危機打開に関する件について、労働委員会から申入れのあった連合委員会開会の件を諮ったところ、委員会はこれに応じないことに決定した。

(注) 右三例とも会期末で日程に余裕がなかったため、申入れに応じなかったものである。

参照 二一九号

(規第三八条)

一一三二 連合審査会の開会の日時は、案件を付託されている委員会
の委員長が、他の委員会の委員長と協議して決定する

連合審査会の開会の日時は、案件を付託されている委員会の委員長が、他の委員会の委員長と協議の上決定するのを例とするが、第二回以後の開会の日時については、会議の整理者の発議又は委員の動議により、連合審査会において決定した例もある。

参照 二七号

二三二 連合審査会は、開会の日時を参議院公報に掲載して開くのを例とする

連合審査会は、開会の日時をあらかじめ参議院公報に掲載して開くのを例とするが、次のような例もある。

第九十八回国会において、社会労働委員会は、高齢化社会への対応策に関する件について、昭和五十八年二月十六日、内閣委員会及び地方行政委員会からの連合審査会開会の申入れを受諾するとともに、大蔵委員会からの申入れがあった場合にはこれを受諾する旨の議決を行い、同月二十二日連合審査会を開会することとし、あらかじめ参議院公報には、社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会連合審査会として掲載した。開会当日、大蔵委員会からの申入れがあったため、連合審査会は、社会労働委員会、内閣委員会、地方行政委員会、大蔵委員会連合審査会として開いた。

その他同例がある。

第三回国会において、外務委員会及び通信委員会は、外務委員会に付託されている国際電気通信条約に加入することについて承認を求めるの件について、昭和二十三年十一月十二日それぞれ連合

委員会を開会することを議決し、あらかじめ参議院公報に掲載することなく、即日外務、通信連合委員会を開いた。

その他同例がある。

第四十六回国会において、商工委員会は、地方行政委員会に付託されている工業整備特別地域整備促進法案について、昭和三十九年六月二十三日地方行政委員会に対し連合審査会の開会を申し入れることを議決し、同月二十六日地方行政委員会は、これを受諾することを議決し、あらかじめ参議院公報に掲載することなく、即日地方行政、商工委員会連合審査会を開いた。

その他同例がある。

(注) 連合審査会の開会の申入れを受けている委員会がこれを受諾し、即日連合審査会を開く場合には、申入れを行った委員会が、公報をもって当日委員会を招集していることを要する。

参照 四五号

二二三三 連合審査会は、各委員会の委員実数の合計の半数以上が出席し、かつ、各委員会の委員の少なくとも一人以上が出席するのを待って開くのを例とする

連合審査会は、各委員会の委員実数の合計の半数以上が出席し、かつ、各委員会の委員の少なくとも一人以上が出席するのを待って開くのを例とする。

(注) 1 二個以上の委員となつてゐる者については、一個の委員としてのみ計算する。

2 案件を付託されている委員会の委員と案件を付託されていない委員会の委員を兼ねてゐる者については、案件を付託されている委員会の委員として計算する。

参照 四七号

二三四 連合審査会の会議は、案件を付託されている委員会の委員
長がこれを整理する

連合審査会の会議は、案件を付託されている委員会の委員長がこれを整理する。委員長に事故がある

ときは、当該委員会の理事がこれを行うのを例とするが、次のような例もある。

(一) 案件を付託されていない委員会の委員長が会議の整理者となった例

第十三回国会内閣、地方行政連合委員会（昭和二十七年四月十八日）において、内閣委員会に付託されている警察予備隊令の一部を改正する等の法律案の審査に当たり、内閣委員長及び内閣委員会の理事が共に事故があつたため、地方行政委員長西郷吉之助君が会議の整理者となった。

第二十六回国会社会労働、農林水産委員会連合審査会（昭和三十二年五月十七日）において、社会労働委員会に付託されている環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律案の審査に当たり、社会労働委員長千葉信君は、所用のため中座する際、社会労働委員会の理事が在席していたにもかかわらず、農林水産委員長堀末治君に会議の整理を委託した。その他同例がある。

(二) 案件を付託されていない委員会の理事が会議の整理者となった例

第七回国会大蔵、人事連合委員会（昭和二十四年十二月二十二日）において、大蔵委員会に付託されている国家公務員に対する臨時年末手当の支給に関する法律案の審査に当たり、大蔵委員長櫻内辰郎君は、所用のため中座する際、大蔵委員会の理事が在席せず、また、人事委員長も出席していなかったため、人事委員会理事木下源吾君に会議の整理を委託した。

(三) 案件を付託されている委員会の委員が会議の整理者となった例

第十二回国会内閣、人事連合委員会（昭和二十六年十一月十二日）において、内閣委員会に付託されている行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審査に当たり、内閣委員長河井彌八君は、所用のため退席する際、内閣委員会の理事、人事委員長及び人事委員会の理事がいずれも在席していなかったため、内閣委員楠見義男君に会議の整理を委託した。

また、双方の委員会にそれぞれ付託されている関連のある案件を一括して審査するため連合審査会を開いた場合において、次のような例がある。

第二十二回国会地方行政、大蔵、運輸、建設委員会連合審査会（昭和三十年七月二十八日）において、地方行政委員会に付託されている地方道路譲与税法案及び大蔵委員会に付託されている地方道路税法案の審査に当たり、地方行政、大蔵両委員長の協議により、まず、大蔵委員長青木一男君が会議の整理者となり、中途において地方行政委員長小笠原二三男君と交代した。以後同例がある。

○連合審査会における会議の整理者に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年八月四日）

連合委員会の会議は、審査又は調査をしている委員会の委員長が、これを整理するものとする。

(規第三九條)

二三五 連合審査会における趣旨説明に関する例

(一) 趣旨説明を聴いた例

第一回国会決算、司法連合委員会(昭和二十二年十一月二十八日)において、決算委員会に付託されている最高法務庁設置法案の審査に当たり、決算委員会においては、同案の趣旨説明を聴いていなかったため、司法大臣鈴木義男君から趣旨説明を聴いた後、質疑に入った。

その他同例がある。

第二十二回国会大蔵、決算委員会連合審査会(昭和三十年七月二十二日)において、大蔵委員会に付託されている補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律案の審査に当たり、既に大蔵委員会(同月十九日)において趣旨説明を聴いていたが、更に大蔵大臣一萬田尚登君及び政府委員から趣旨説明及び補足説明を聴いた後、質疑に入った。

その他同例がある。

(二) 趣旨説明を聴かなかった例

第二回国会文教、治安及び地方制度連合委員会(昭和二十三年六月二十二日)において、文教委員会に付託されている教育委員会法案の審査に当たり、会議の整理者田中耕太郎君は、同案については

既に文教委員会において趣旨説明を聴いたので、連合委員会においては直ちに質疑に入りたい旨を告げ、直ちに質疑に入った。

その他同例が多い。

第三十四回国会建設、農林水産委員会連合審査会（昭和三十五年三月二十二日）において、建設委員会に付託されている治山治水緊急措置法案の審査に当たり、会議の整理者岩沢忠恭君は、同案については昨二十一日の本会議において趣旨説明を聴いたので、これを省略する旨を告げ、同案の要綱等について政府委員から説明を聴いた後、質疑に入った。以後同例がある。

参照 五七号

二三六 連合審査会における質疑者の順序及び時間等については、
関係委員会の委員長又は連合理事会において協議するのを
例とする

連合審査会における質疑者の順序及び時間等については、あらかじめ関係委員会の委員長又は連合理

事会（関係委員会の委員長及び理事の打合せ会）において協議するのを例とする。

参照 一三三七号、一三三八号

一三三七 連合審査会における質疑は、案件を付託されていない委員会の委員から優先的に行うのを例とする

連合審査会における質疑は、案件を付託されていない委員会の委員から優先的に行うのを例とするが、連合理事会において各会派の所属委員数等を考慮して定めた順位により行つた例も多い。

なお、三個以上の委員会の連合審査会について次のような例がある。

第八回国会地方行政、大蔵、農林、通商産業、予算連合委員会（昭和二十五年七月十八日）において、地方行政委員会に付託されている地方税法案の審査に当たり、会議の整理者岡本愛祐君は「都合によりまして御通告順により御質疑を願います。」と告げ、質疑を通告順に許可した。その他同例がある。

第十二回国会内閣、運輸、労働、経済安定連合委員会（昭和二十六年十一月十四日）において、内閣委員会に付託されている行政機関職員定員法の一部を改正する法律案の審査に当たり、会議の

整理者河井彌八君は、各委員長との協議の結果に基づき、経済安定委員、運輸委員、労働委員の順序で質疑を行う旨を告げ、右の順序で質疑を許可した。
その他同例が少なくない。

参照 一三二六号

二三八 連合審査会における質疑時間をあらかじめ各会派又は各委員会に割り当てた例

(一) 各会派に割り当てた例

第四十一回国会閉会後のエネルギー対策特別委員会、商工委員会連合審査会（昭和三十七年十月二十二日）において、エネルギー対策特別委員会におけるエネルギー対策樹立に関する調査のうち石炭鉱業調査団の答申に関する件の調査に当たり、連合審査会の開会に先立ち開かれたエネルギー対策特別委員会、商工委員会連合理事会において、質疑時間を次のとおり各会派に割り当てた。

自由民主党 四〇分

日本社会党 一五〇分

公明会

三〇分

民主社会党

三〇分

その他同例が多い。

(二) 各委員会に割り当てた例

第五十一回国会運輸、農林水産、商工、物価等対策特別委員会連合審査会（昭和四十一年三月一日）において、運輸委員会に付託されている国有鉄道運賃法の一部を改正する法律案の審査に当たり、連合審査会の開会に先立ち開かれた運輸、農林水産、商工、物価等対策特別委員会連合理事会において、質疑時間を運輸委員会を除き一委員会二時間と決定した。

以後同例がある。

参照 一三三六号

二二九 連合審査会において委員外議員の発言を許可した例

(規第四四條)

第二十二回国会内閣、社会労働委員会連合審査会（昭和三十年七月十九日）において、内閣委員会に付託されている恩給法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外一件の審査に当たり、委員

外議員山本經勝君が発言の許可を求めたので、連合審査会はこれを許可し、同君は質疑を行った。その他同例がある。

参照 一二四号

一二四〇 連合審査会には案件の議決権はない

連合審査会には案件の議決権はない。

○連合審査会の議決権に関する議院運営委員会決定

第一回国会議院運営委員会（昭和二十二年八月四日）

連合委員会に議決権はないものとする。

一二四一 連合審査会を秘密会とした例

第三回国会人事、労働連合委員会（昭和二十三年十一月十五日）において、人事委員会に付託されている国家公務員法の一部を改正する法律案の審査に当たり、連合委員会の議決によりこれを秘密会

（国第五二条）

とした。

その他同例がある。

参照 一七二号—一七四号、諸表一五

(規第五八条)

二四二 連合審査会において、秘密会の記録を特に秘密を要するものと議決し、当該部分を提供する会議録に掲載しなかつた

例

第三回国会人事、労働連合委員会（昭和二十三年十一月十五日）において、人事委員会に付託されている国家公務員法の一部を改正する法律案の審査に当たり、これを秘密会としたが、秘密会終了後、会議の整理者中井光次君は、秘密会の記録を特に秘密を要するものとして会議録に掲載しないことを発議したところ、連合委員会はこれを可決した。よって、当該部分は提供する会議録に掲載しなかつた。

参照 一七四号、三〇八号、諸表一五

二四三 連合審査会に政府参考人の出席を求めるには、案件を付託
されている委員会において、その出席要求を決定するのを
例とする

連合審査会に政府参考人の出席を求めるには、案件を付託されている委員会において、その出席要求を決定するのを例とするが、連合審査会において決定した次のような例もある。

第五十回国会交通・情報通信委員会、経済・産業委員会連合審査会（平成十二年十一月二十七日）において、交通・情報通信委員会に付託されている高度情報通信ネットワーク社会形成基本法案の審査に当たり、内閣官房内閣内政審議室内閣審議官古田肇君外三名を政府参考人として出席を求めることを決定し、同日その説明を聴取した。
以後同例がある。

参照 一五〇号

二四四 連合審査会に証人の出頭を求めた例

第七十八回国会法務委員会(昭和五十一年十月二十八日)及びロッキード問題に関する調査特別委員会(昭和五十一年十月二十九日)において、三木内閣総理大臣に対する偽電話事件に関する件の調査のため、鬼頭史郎君を証人として出頭を求め、その証言を聴取することをそれぞれ決定していたが、同国会閉会后両委員会の連合審査会においてその証言を聴取することとなり、十一月九日両委員長から議長に対し、それぞれ連合審査会において証言を聴取する旨を付記した証人出頭要求書を提出した。

同日議長は鬼頭史郎君に対し、両委員会の証人として出頭を求める旨、また、証言は両委員会の連合審査会において聴取する旨を記載した文書をもって、その出頭を求めた。

なお、鬼頭史郎君は同月十二日の連合審査会に出頭したが、証人の宣誓を拒み、証言しなかった。

参照 二五四号、二六〇号

二四五 連合審査会に参考人の出席を求めるとは、案件を付託されている委員会において、その出席要求を決定するのを例とする

連合審査会に参考人の出席を求めるとは、案件を付託されている委員会において、その出席要求を決定するのを例とするが、連合審査会において決定した次のような例もある。

第二十四回国会建設、商工委員会連合審査会（昭和三十一年三月二十日）において、建設委員会に付託されている東北興業株式会社法の一部を改正する法律案の審査に当たり、日本開発銀行理事 鹿喰清一君外一名を参考人として出席を求めるとを決定し、同日その意見を聴取した。

その他同例がある。

参照 二七三号、二七七号

二四六 連合審査会は、会議の整理者の発議又は委員の動議により、

連合審査会の議決をもって終了するのを例とする

連合審査会は、会議の整理者の発議又は委員の動議により、連合審査会の議決をもって終了するのを例とするが、連合理事会の決定に基づき、会議の整理者の宣告により終了した例も少なくない。

また、次のような例もある。

(一) 相互の委員会においてそれぞれ議決した例

第十六回国会建設、大蔵連合委員会は、建設委員会に付託されている道路整備費の財源等に関する臨時措置法案の審査を行っていたが、昭和二十八年七月七日大蔵委員会において、連合委員会を終了することを議決し、同月九日建設委員会においても、連合委員会を終了することを議決した。その他同例がある。

(二) 相互の委員長協議により決定した例

第七回国会電気通信、内閣連合委員会は、電気通信委員会に付託されている電波監理委員会設置法案の審査を行っていたが、昭和二十五年二月十八日の連合委員会は、内閣委員が出席せず取りやめとなったので、電気通信委員長松野喜内君は、直ちに内閣委員長河井彌八君と協議して、連合

委員会を終了することに決定した。

その他同例がある。

(三) 案件を付託されている委員会において議決した例

第十六回国会人事、地方行政連合委員会（昭和二十八年八月四日）において、人事委員会に付託されている一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の審査を行った後、以後の運営を双方の委員長に一任した。同月七日両委員長は協議したが意見の一致をみず、同日の人事委員会において、委員加藤武徳君は、連合委員会を打ち切ることの動議を提出したところ、委員会はこれを可決した。

その他同例がある。

